

第8回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年12月23日(木)
開 会 午後2時
閉 会 午後3時40分
2. 場 所 名取市役所 6階大会議室 東側
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地法第4条の規定による届出について
(3) 農地賃貸借権解約について
(4) 非農地証明願出について
5. 出席委員(27人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 相澤 喜美 2番 菊地 賢一郎 3番 洞口 ゆかり
 4番 武田 由美子 5番 入間川 昭一 6番 佐伯 美和
 7番 入間川 康弘 8番 渡邊 正明 9番 大内 繁徳
 10番 布田 順一 11番 松浦 岩男 12番 昆布谷 功治
 14番 引地 長一
欠席農業委員 13番 松浦 朋子
推進委員 2番 山路 康則 3番 長田 幸夫 4番 菅野 弘一
 5番 齋 重昭 6番 遠藤 勝典 7番 橋浦 福男
 8番 三浦 裕一 9番 櫻井 勉 11番 西山 剛
 12番 松浦 崇 13番 松浦 正博 14番 相澤 早苗
 15番 川村 勇
欠席推進委員 1番 大内 伸一 10番 武藤 光雄
6. 事務局出席職員
事務局長 小畑 信一 局長補佐 成田 利顕
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第8回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第8回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員13名 計27名出席です。よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

2番 菊地 賢一郎 委員 3番 洞口 ゆかり 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、布田順一代表委員よりご説明をお願いします。

○ 3班代表委員（布田順一委員）

第3班代表委員の布田順一です。説明不足の点については、担任委員会の方々また事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年12月23日提出。

番号1、大字・字・地番は愛島笠島字上平23番3、地目は登記田、現況畑、登記面積は322㎡、転用目的は分家住宅建設です。譲渡人、譲受人の住所・氏名につい

ては総会資料のとおりです。開発許可は要、転用目的に係る事業又は施設の概要は使用貸借権設定、許可日より永年間、専用住宅1棟2階建、建築面積は81.98㎡です。

位置図、公図については議案書の2ページ、土地利用計画・審査内容については、担任委員会資料1ページ及び2ページをご覧ください。申請地は、市道上平宮脇線沿いで、農道を挟んで愛島公民館の南に隣接している土地です。笠島の市街地の南端に位置しています。開発許可については、現在事前協議の段階で、年明けに本協議に入る見込みとのことです。法令で義務付けられている協議はなく、汚水・雨水とも公共下水道へ流し、コンクリートブロック、土留めを設置する計画で、周辺への土砂の流出等災害発生の恐れはないものと考えます。

なお、過去に大雨により、山際の用水路が氾濫して浸水した例があることから、十分な高さの土盛りをしたほうがよいということ、また交通量も比較的あり、かつ隣接する公民館への出入りが多いことから、交通事故に十分注意するよう助言しました。

議案第1号1番につきましては、12月21日に担任委員会で現地調査を行い、申請人及び建築会社の担当者から実情を聴取した結果、担任委員会資料1ページの農地転用許可基準及び審査内容のとおり、農地の区分と転用については問題ないものと考えました。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の三浦裕一委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（三浦裕一推進委員）

議案第1号1番につきましては、12月21日の担任委員会の現地調査に同行しました。農地を転用して分家住宅を建設する計画となっております。隣接する農地は、全て貸付人の農地となっているので、隣接農地への影響は生じないと判断致しました。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等をいただきました。この案件について、ご質問ございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。

それでは、布田順一代表委員よりご説明をお願いします。

○ 3班代表委員（布田順一委員）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年12月23日提出。

番号1、大字・字・地番、地目、登記、面積等はそれぞれの農地について説明します。下増田字台林237番、地目は登記・現況共畑、登記面積は950㎡、下増田字台林444番、地目は登記・現況共畑、登記面積は485㎡、下増田字台林587番、地目は登記・現況共畑、登記面積は1,302㎡、合計2,737㎡、権利種別は売買です。譲渡人、譲受人については総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は26a、世帯員は6人、労力人は3人です。備考として、売買10aあたり640,263円、総額1,752,400円です。

位置図、公図は議案書の4ページから6ページまで、農地法第3条の判断基準及び営農計画書は担任委員会資料の3ページ及び4ページをご覧ください。申請地は、南貞山運河の東側で、仙台空港B滑走路の東側への延長線から北側に点在する3カ所の畑です。台林237番は北釜大橋を東に渡って市道広浦北釜線の北側2枚目の畑、同じく444番は北釜ファーム事務所の北西300m弱の地点、同じく587番は仙台空港アプローチ見学ポイントから南に300m程下がったところに位置しています。

申請人は、もともとスイカや甘藷は作っており、現在も自作畑で甘藷を作っていることから、栽培技術は有しています。

震災後、台林地区では作付されず空いている農地が多くなり、その有効利用の必要性を感じていたところ、「仙台金時」栽培の動きが地元で出てきて、今年、その提唱者で鳴門金時の苗を持ち込んできた方とともに現地での試験栽培を行ってきたという話です。そこへ震災前は隣りに住んでいた方の相続人から、「今は遠くに住んでいるので農地管理ができないので買って欲しい」と申し出がありました。この相続人は4名で、埼玉、愛知、東京、神奈川と離れたところに住んでいる方々です。そのことを踏まえて、今回の申請に至ったとのことです。

申請人は80歳と高齢であり、(株)北釜ファームの代表ほか、会社も経営していることから、特に留意すべき全部効率利用要件については、農林水産省から示されている農地法関係事務に係る処理基準に基づき、①機械、②労働力、③技術の三要素を総合的に勘案したということです。

機械については、トラクター2台、耕耘機1台及び作業機一式を保有しています。

農機具については3月に盗難に遭い、犯人は捕まったものの機械は戻ってこず、新たに購入したということです。

次に労働力ですが、申請人と息子のほか常雇い1名の3名を基本とし、農繁期には臨時雇用も考えていきたいとのことでした。ただし、あくまでも主体は申請人である旨、話の時々で強調されていました。

そして技術の面ですが、先ほど申し上げたように鳴門金時と紅はるかという種類の甘藷の栽培経験と技術は有しているものと考えられます。

また、甘藷については、将来とも個人で栽培し、組織化することは考えておらず、息子に引き継いでいきたいということです。

以上のことから、全部効率利用要件は満たすものと判断いたしました。

なお、地域調和要件に関係してくる購入単価については、農業委員会事務局に確認したところ、以前に当地区に参入した法人等と同水準の単価であるとのことでした。

続きまして、番号2、大字・字・地番、地目、登記、面積等はそれぞれの農地について説明します。下増田字南原350番、地目は登記・現況共畑、登記面積は836㎡、下増田字南原412番、地目は登記・現況共畑、登記面積は1,678㎡、杉ヶ袋字尻田村13番1、地目は登記・現況共畑、登記面積は427㎡、杉ヶ袋字杉中94番、地目は登記・現況共畑、登記面積は1,262㎡、合計4,203㎡です。権利種別は使用貸借権設定です。譲渡人、譲受人については総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は102a、世帯員は3人、労力人は3人です。備考として、使用貸借権設定、後継者への使用貸借です。

位置図、公図は議案書7ページ及び8ページ、農地法第3条の判断基準及び営農計画書は担任委員会資料の3ページ及び5ページをご覧ください。本案件は、農地法第3条による後継者への使用貸借権設定の申請であり、実情調査は行わず、現地調査のみ行いました。申請農地は、仙台空港B滑走路の北側に位置する下増田南原地区2カ所と杉ヶ袋の尻田村地区と杉中地区に各1カ所で、いずれもハウス及び露地で有効に活用されている畑です。営農計画書によりますと、後継者は申請農地で、主として園芸作物を担当するもので、雨除ハウスでのミニトマト、小松菜、レタスの栽培と露地でのブロッコリー栽培が計画されています。

議案第2号1番につきましては、12月21日の担任委員会で現地調査を行い、譲受人本人から実状を聴取し書類を審査した結果、担任委員会資料3ページの農地法第3条の判断基準のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可条件のすべてを満たすものと考えました。

また2番につきましても、12月12日の担任委員会で現地調査を行い、書類を審査した結果、担任委員会資料3ページの農地法第3条の判断基準のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可条件のすべてを満たすものと考えました。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の三浦裕一委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（三浦裕一推進委員）

議案第2号1番、2番につきましては、12月21日担任委員会の現地調査に同行いたしました。

1番は、サツマイモを栽培するために農地を取得するものです。

2番は、農業後継者と使用貸借を行うものです。

以上のことから、2件とも許可については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明いただきました。この案件について、ご質問ございませんか。

○ 14番（引地長一職務代理）

1番の件についてです。家族ぐるみの経営で労力人3名ということですが、譲受人の関連として昨年12月の案件で審査請求というのがございました。皆さんにも説明はあったかと思えます。今現在事務局で把握している進捗状況をお教えいただきたいと思えます。

○ 事務局（成田局長補佐）

ただ今のご質問についてですが、再度経緯のほうからご説明いたします。

令和2年12月4日に、本件譲受人の関係人から農地法第3条の申請がありました。同年12月24日の農業委員会の総会で審査した結果、不許可という決定に至りました。翌年、令和3年1月6日に申請人に不許可処分の通知を送付しております。

その後、令和3年3月12日に申請人から農業委員会が下した不許可の処分に対する審査請求が県知事に対して提出されております。審査請求が出されたことに伴いまして、県から農業委員会へ4月21日付けで弁明書の提出の依頼があり、5月11日に弁明書を提出しました。

その後、6月8日に申請人から反論書が提出され、7月9日に県から農業委員に対して質問書と書類提出の依頼があり、7月21日に農業委員会から県へ回答書を提出しております。県からは、8月6日に農業委員会が提出した回答書について提出書類の受領証は届いているものの、その後一切本件についての指示連絡等はない状況です。

以前、県の担当課に確認したところ、審査請求という手続きは、こういった書面上の手続きのほかに、審査請求に対しての審査の会議を経て、県が最終決定を行う工程になるようです。決定までには、概ね1年を超える期間がかかるとも伺っていますので、それから推測しますと、今年度中に決定が下されるのは難しいものと捉えています。

○ 14番（引地長一職務代理）

今の説明は理解できましたが、家族ぐるみの経営となります。関連として、前回の案件で否決されていますので、そちらの結論が出ない限り私は納得できません。

○ 議長（大友正一会長）

それでは、北釜の農地利用最適化推進委員の櫻井勉委員、どのような現状になっているのかよろしくをお願いします。

○ 9番（櫻井勉推進委員）

譲受人が農業に携わっているのは正直見たことはありません。私が言えるのは、北釜ファームのトップであるということだけです。

○ 事務局（小畑局長）

前回の経緯の関係で少し補足させていただきます。前回、最初の計画では芋を作るということだったので、事務局として申請を受付したのですが、圃場整備している水田地のど真ん中であったため技術的にどうなのか、本当に芋を作るのか確認したところ、米を作るということでした。最初の申請内容と大幅に替わるような発言があったので、申請内容と違うため一旦申請内容を取り下げ、改めて米を作るという計画で申請し直してはどうかという話をしました。しかし、申請人がどうしてもこの申請で受けてほしいと意志が強かったものですから、その内容を担保する意味で、機械を必ず購入し自ら耕作しますという書類をいただいて総会に諮ったのですが、その内容では不十分だろうということで、総会では否決ということになりました。

前回との大きな違いは、今回は畑地で芋を作るという内容です。櫻井委員の話では、本人を見たことはないということですが、農業経営という考え方でいくと、耕作権すべてを誰かに頼むということでは、農地法では認められません。

ただ、雇い人を雇い、自身が主体で経営するという農業経営は許容されるものだと事務局で判断し、申請書を受けました。前回のこともありましたので、担任委員会では、本当にご自身で耕作するのか確認をとり、今回の総会の議案となっております。事務局としましては、前回の申請とは別物だという判断しております。

○ 14番（引地長一職務代理）

今の説明はよくわかりましたが、営農に申請者が関わっている姿が見えなければ、どういう処理をするのですか。

○ 事務局（小畑局長）

ただいまのご心配はごもっともだと思います。一つは農業経営という観点からいくと、必ずしもご自身で行わなくても雇い入れた方たちを使ってするのも一つの経営だと思います。ただ、自分の農地なので、管理状態がどうなっているかは見て回らないといけないと思います。

本当に耕作するかどうかについては、委員の皆さまに常日頃目を光らせていただき、

申請と異なることをしていれば、是正するよう農業委員会として法的な手続きを取っていくようになると思います。

○ 8番（渡邊正明委員）

私も担任委員会の実状調査に参加しました。今の件についてですが、この譲受人は北釜ファームの代表取締役です。今回土地を購入するにあたっては、個人経営なので北釜ファームとは別とのことですが、機械の保管場所は北釜ファームを使う、そして忙しいときは労働力を北釜ファームから人を借りるということでした。北釜ファームと個人との関わりが不明確でした。農業委員としてどこまで踏み込んでよいのかわからず追求できませんでした。事務局が言っているとおり、後から法に則ってないと言ってもなかなか難しい問題だと感じました。前は通ったのに今回は通らないなどと問題とならないように、皆さんと議論したほうがよいと思いました。

○ 11番（松浦岩男委員）

私も3班で担任委員会の実状調査をしました。この方は自分で仙台金時の苗を育てていて、去年も販売をしたそうです。ただし、虫食いなどで販売できなかった物は、粉砕して販売したということでした。なかなか経営能力のある方でした。またもう一つの紅はるかは山形県酒田市から苗を購入し、福島へ出荷するということでした。耕作放棄地になっている農地を自ら耕作し、自分のお金で何かあったときに北釜ファームから臨時雇用として労力人を確保しておくという方向なので、北釜ファームとは何の関わりもありません。

また、後継者についても伺いました。息子に話をしているのか確認したところ、納得しています、私ができなくなったら息子に行かせますとのことでした。北釜の名を売って、販売や仙台金時にも卸して価値があるサツマイモを作っていくということでした。

○ 3班代表委員（布田順一委員）

申請人は80歳と高齢であり、(株)北釜ファームの代表ほか、会社も経営していることから、特に留意すべき全部効率利用要件については、農林水産省から示されている農地法関係事務に係る処理基準に基づき、三要素を総合的に勘案してきちんと自分で行うのかどうかを判断しないといけません。私どもとしましては、聞いた話と書類から判断し、耕作していかれるのだろうと判断しました。

前回の話では田んぼを買って、農振農用地の真ん中でサツマイモを作るという話でした。機械もない、そして全部法人に耕作してもらいますという計画であり、これは誰が聞いてもおかしい話でした。

今回は元々スイカやサツマイモに適した砂地の農地です。株式会社仙台金時への委託で販路を確保しており、地域の活性化を図っていこうという動きもあります。

よって、聞いた範囲、申請書に書いてある範囲では、許可しない理由はありません。

逆に、理由もはっきりしていないのに許可しない場合は、行政不服審査法どころではありません。当然我々はこういう仕事をする場合には、法律に則って行うものです。そのため裁判となっても、我々としてはきちんと説明できる、少なくともこれだけは主張できるというものを持って対応する必要があります。先ほど農作業をしているのを見たことがないという話ですが、それをどう証明しますか。本人は自分の畑では耕作していると言っているのです。そして、仙台金時を栽培している方からいろいろ教えてもらいながら、試験栽培をしているのですと、具体的な話を法廷でされたらどうなのでしょう。我々はあくまでも、法律に則って行う仕事です。リスクを負わないよう法律を読んだりしてきたのですが、だめだという理由が見つかりません。当然、担任委員会でも皆さんに意見を聞いて、やむを得ないという意見になったので、こういう報告をしたということです。

引地職務代理が心配されているように、息子が本当にやるのか、自分の家でやるのかといったこともあるかと思います。北釜ファームの関連が話の端々に少しでてくるということですが、前のことがあったので、担任委員会では皆さん心配しまして、法人に任せっきりせず、働いてもらった人の賃金等は自分から払うようにという話をしました。

それから、総会で審査請求の報告がなされた時にも申し上げましたが、こういう例は今後も起き得る可能性はあります。今後出てきた場合はどうするという話は結構あります。今許可をして、1年以上経ったときに実際耕作していないのではないかとっても、許可を取り消すのは現実的になかなか難しいです。

ただ、我々にも反省する点はあるかと思います。自分たちが許可したものを、1年なり3年目なりに本当に事業計画通りにやっているのかどうかを確認することが必要と考えます。計画通りになされていない場合は、少なくとも1回は注意で済むかもしれませんが、2回目3回目ともなれば、あなたの申請は受付できませんと断ったとしても、対外的に説得力が出ると思います。こういう場合の対応方法等について、事例研究的に委員会などで検討しては如何かと考えました。まずは、チェックするのは必要かと思いました。

○ 14番（引地長一職務代理）

営農をすと言って行っていなかったことがありましたので、今後譲受人も積極的に関わってきれいな農地になるよう管理をし、作物を作っていくように指導したら如何かと思いました。購入しても、きちんと耕作したら何ら問題はないのです。

○ 議長（大友正一会長）

本当にこの人がきちんと耕作してくれるのかどうか、地元の農業委員又はみなさんで見守る必要があると思います。農業委員会で呼び出したりして、きちんと教えていきたいと思います。

- 議長（大友正一会長）

ただいま、いろいろ議案第2号について論議されました。この件について、他にご質問はないものとしてよろしいでしょうか。

- [「なし」の声あり]

- 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

- 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

《議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

- 議長（大友正一会長）

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

- 事務局（小畑局長）

それでは、議案書の9ページをご覧ください。議案第3号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和3年12月10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和3年12月23日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規20件113,417㎡、更新15件170,404㎡、合計35件283,821㎡。

2 利用権を設定する土地

田163筆261,611㎡、畑25筆22,210㎡、合計188筆283,821㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定28件、所有権移転7件。

② 賃借権の存続期間。3年5件、4年1件、5年19件、10年3件。

③ 借賃（10a当り）。30kg21件、40kg2件、45kg3件。

5,000円1件、50,320円（ハウス込）1件。

④ 所有権移転の売買総額 427,200円1件、427,800円1件、431,400円1件、432,000円1件、657,000円1件、855,000円1件、6,008,500円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和3年12月27日予定。

5 詳細につきましては、議案書10ページから17ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局からご説明がございました。これについて、ご質問はございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり承認といたします。

《議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」を議題といたします。議案説明のため、説明人については入室を許可してもよろしいでしょうか。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、説明人の入室を許可します。

○ 事務局（小畑局長）

それでは議案第4号議案書の18ページをご覧ください。

議案第4号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について、令和3年12月23日提出。このことについて、令和3年12月10日付け名農水発第634号により、名取市長から農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第5項により、別紙「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）」のとおり定めたいので、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第2条の規定に基づき農業委員会の意見を求められているので提案する。

1 意見を求められている内容

別紙「名取市農業経営基盤の促進に関する基本的な構想（案）」のとおり

内容については、担当課である農林水産課から説明をいたさせます。お願いいたします。

○ 農林水産課（相澤補佐）

それでは、今回の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について、ご説明をいたします。

まず、基本構想については、平成5年に効率的かつ安定的な農業経営の目標として、基盤強化法に農業経営の改善計画を進めるため、認定農業者制度を絡めて農業経営基盤強化促進法が改正されました。それに基づき基本的な構想として、名取市の農業経営に関することや営農類型等を盛り込みながら、このような基本制度を確立してきました。順番としては、国の法改正があり、県も同様に基本方針をまとめ、そして市町村が基本な構想をまとめていくようになります。

今回の変更点は、目安や営農類型、集積目標等になります。一番の大きな変更点は、法律の改正に基づき農地利用集積円滑化事業が廃止になりました。これが県の指針から見直され、なおかつ市の基本構想から除くということになります。

背景としては、農地中間管理事業が定着し、名取市においては農地利用集積円滑化団体として、名取岩沼農業協同組合が農地利用集積円滑化事業を行っていましたが、農協が定款から外し、円滑化団体からは抜けたかたちとなっております。

主な見直し点としては、名取市の現状の整理、名取市の農業経営基盤強化に関する目標の整理をし、修正しております。主たる農業所得や年間の総労働時間については、あまり触っておりません。また、その中に新規就農者という項目があります。今までの基本構想では年間目標を280万という設定にしておりましたが、県の方針や近隣の市町村に倣い240万に設定を変更しております。また名取市において、これまでなかった営農形態が出てきております。いちご等は、元々名取市の営農類型には入っておりませんでした。もちろん県の方針からの基本構想に繋がりますので、県にはいちごが入っていたので、名取市としても新しく営農類型に加えております。また、営農類型も市が行っている団体、個人を参考にさせていただきながら、その部分の営農類型の形態等を変更しています。そして、平成28年版の担い手への集積目標が60%で設定していましたが、今回80%へ修正をしています。

背景として、現在沿岸部で終ろうとしている大型圃場整備事業や担い手への集積が進み、今までの60%という目標が達成できるのではないかという見込みになりました。国が求めている集積目標が80%、宮城県は90%で設定しています。名取市としては、圃場整備があと何件か予定されていますので、国と同じように当面80%を目標に変更しております。

それから先ほど説明しました農地利用集積円滑化事業については、文言を全て削除しております。また、一部文書表現中の団体名等の変更をしております。以上が主な変更点になります。「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について、市として皆様から意見を求めますので、協議方よろしく願いいたします。

○ 議長（大友正一会長）

ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。

○ 1 番（相澤喜美委員）

この構想は認定農業者の認定に関わることになります。私個人としては、法人に匹敵する任意団体が組織化されており、個人と営農組織のハイブリット型と言えるような農業経営が非常に現状にマッチし問題なく行えています。

ところが、認定農業者の様式ではこのような経営形態は前提とされておりません。そのため、計画書等を作成する際、書きようがない部分が非常に多い状況です。これからの農業の政策上、法人経営へ持っていくということがあるのかもしれませんが、決して法人経営に劣らない形で行っている状況なので、そういう任意団体による農業経営の形態も認めていただきたいと考えています。

○ 議長（大友正一会長）

ほかにございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、ここで説明人に退席していただきます。

○ 議長（大友正一会長）

それでは、採決いたします。議案第4号について、ただいま相澤委員からご意見がありましたけれども、この意見を付け加えて賛成ということによろしいでしょうか。この案のとおり、賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第4号は原案のとおり承認といたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地法第4条の規定による届出について》

《報告事項（3）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（4）非農地証明願出について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項（2）「農地法第4条の規定による届出について」、報告事項（3）「農地賃貸借権解約について」、報告事項（4）「非農地証明願出について」を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（成田局長補佐）

別紙議案書により報告事項（1）から（4）について説明を行い、届出を受理した

旨説明をした。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（１）から報告事項（４）までについて承認といたします。

《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（成田局長補佐）

〔遊休農地等への対応について説明を行った。〕

○ 事務局（小畑局長）

〔1月の農業委員会行事日程説明を行った。〕

○ 人・農地プランについて、担当課である農林水産課の説明人入室。

○ 農林水産課（相澤補佐）

〔人・農地プランについて農林水産課の担当から説明を行った。〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第8回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後3時40分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和3年12月23日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員 2番 _____

署名委員 3番 _____